

## 調査計画

### 1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

経済センサス - 基礎調査試験調査

### 2 調査の目的

令和元年「経済センサス - 基礎調査」の実施状況を踏まえて見直しを行う調査方法、調査票等について検証を行い、今後の「経済センサス - 基礎調査」の調査計画策定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

#### (1) 地域的範囲（全国 その他）

#### (2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

日本標準産業分類に掲げる産業のうち、大分類「A 農業、林業」及び「B 漁業」に属する個人経営の事業所、小分類「792 家事サービス業」及び中分類「96 外国公務」に属する事業所並びに雇用のいない個人経営の事業所を除く民営事業所

### 4 報告を求める個人又は法人その他の団体

#### (1) 報告者数

約4,000事業所（母集団の大きさ：約700万事業所）

#### (2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

事業所母集団データベースの令和2年次フレームを母集団情報として、経営組織、単独事業所・本所等・支所等の別、産業大分類、企業規模を考慮した上で有意に選定する。

詳細は別添1「報告者の選定方法について」を参照

### 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

#### (1) 報告を求める事項

本所事業所及びその本所事業所を有する企業の支所事業所（調査票A）

##### ア 組織全体に関する事項

名称、電話番号、法人番号、経営組織、従業者数、主な事業の内容、事業所の数、年間総売上（収入）金額、資本金又は出資金・基金の額

##### イ 事業所に関する事項

本所・本社・本店か否か、名称、電話番号、所在地、活動状態、従業者数、主な事業の内容、年間総売上（収入）金額、開設時期

## 単独事業所（調査票B）

### ア 事業所に関する事項

名称、電話番号、所在地、活動状態、単独事業所・本所等・支所等の別、従業者数、主な事業の内容、年間総売上（収入）金額、開設時期

### イ 組織全体に関する事項

法人番号、経営組織、本所等の名称、本所等の電話番号、本所等の所在地、資本金又は出資金・基金の額、主な事業の内容、年間総売上（収入）金額

[集計しない事項の有無] 無 有

## (2) 基準となる期日又は期間

令和4年9月1日現在

事業所又は組織全体の年間総売上（収入）金額については、令和3年1月1日から12月31日までの1年間

## 6 報告を求めるために用いる方法

### (1) 調査系統

総務省－民間事業者－報告者

### (2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール）

調査員調査 その他（ ）

[調査方法の概要]

- ・総務省から調査業務を受託した民間事業者が、報告者に対して郵送により調査票、オンライン調査回答用のID・パスワード及びオンライン回答をより選択しやすいように見直しを行った調査書類を配布する。
- ・報告者は、記入した調査票を郵送提出又は政府統計オンライン調査システムを利用して回答する。なお、オンライン回答は、従来のHTML形式に加え、Excel形式のマクロ有り電子調査票とマクロ無し電子調査票により行う。
- ・民間事業者は、調査票の取集に併せて、督促及び疑義照会も行う。

## 7 報告を求める期間

### (1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他（ ）

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： ）年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

令和4年9月上旬～9月下旬

8 集計事項

第1表 回答方法、経営組織別記入状況

第2表 回答方法、単独事業所・本所等・支所等別記入状況

第3表 回答方法、産業分類別記入状況

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 ( 全部公表 一部非公表 全部非公表)

(2) 公表の方法 ( e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

「経済センサス - 基礎調査」の今後の在り方について検討を行う外部有識者研究会の資料として活用するとともに、総務省ホームページにおいて公表する。

(3) 公表の期日

令和5年3月31日まで

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ( )

使用しない

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

項 目	保存期間	保存責任者
(1) 記入済調査票	3年	総務省統計局 事業所情報管理課長
(2) 調査票の内容を記録した電磁的記録	永年	総務省統計局 事業所情報管理課長
(3) 調査対象名簿	3年	総務省統計局 事業所情報管理課長

## 報告者の選定方法について

### 1 基本的な考え方

調査実施時期に利用可能な最新の事業所母集団データベースの年次フレームを母集団情報として、経営組織、単独事業所・本所等・支所等の別、産業大分類、企業規模を考慮した上で有意に選定する。

### 2 母集団情報及び調査対象数

#### (1) 母集団情報

調査実施時期に利用可能な最新の事業所母集団データベースの年次フレーム（約700万事業所）

#### (2) 調査対象数

約4,000事業所

### 3 対象の選定方法

(1) 母集団を経営組織により区分する（「外国の会社」及び「法人でない団体」は除く）。

- ・法人（株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人）
- ・個人経営

(2) 上記の区分（個人経営、法人）ごとに、各条件に基づき対象を選定する。なお、各条件の対象数については、調査対象総数が約4,000事業所になるよう適宜調整する。

配布対象の内訳については別表を参照。

#### ア 法人の事業所

「単独事業所・本所等・支所等の別」で更に区分し、各区分で以下のとおり対象を選定する。

#### ①本所事業所及びその本所事業所を有する企業の支所事業所【対象数：約2,800事業所（約70企業）】

Excel形式の電子調査票の「マクロ有り電子調査票」と「マクロ無し電子調査票」の回答状況及び記入精度の検証を行うに当たり、Excel形式の電子調査票の活用が見込まれる複数の支所事業所を持つ本所事業所を一定数選定する必要がある。また、マクロ有り電子調査票の使用が制限されるようなセキュリティポリシーは、売上高の大きい企業に多いことが想定されることや、産業分類ごとにセキュリティポリシーに傾向があると思われ、全産業を網羅的に検証する必要があることから、産業分類ごとに同数とし、年間総売上（収入）金額を考慮して以下のとおり選定を行う。なお、検証に当たり、「マクロ有り電子調査票」と「マクロ無し電子調査票」の配り分けを行い、それぞれの対象事業所が同数程度となるよう選定する。

$$\{(\text{支所 } 100 \times 5 \text{ 企業}) + (\text{支所 } 50 \times 10 \text{ 企業}) + (\text{支所 } 30 \times 10 \text{ 企業}) + (\text{支所 } 10 \times 10 \text{ 企業})\} \\ \times \text{マクロ有無 } 2 \text{ 種} = 2,800 \text{ (約 } 70 \text{ 企業)}$$

(選定方法)

日本標準産業分類の産業大分類(※A 農業、林業及びB 漁業は統合して一つとして計上)ごとに、各産業分類における「組織全体の年間総売上(収入)金額」の上位10%から売上高の高い順に本所事業所を有する企業それぞれ4企業程度選定する。

#### ②単独事業所【対象数：約600事業所】

オンライン回答の推進を図るため、単独事業所や個人経営の事業所など、従来、紙の調査票による回答が多い事業所がオンライン回答を率先して選択するよう、ナッジ手法<sup>(注)</sup>を導入した調査関係書類の検証を行うため、4,000事業所の中で一定の客体数を確保しつつ、各産業分類の合計売上額に大きな影響を与える売上上位の事業所を中心に以下のとおり選定を行う。

(注) ナッジ手法とは、行動科学の知見に基づく工夫や仕組みによって、人々がより望ましい行動を自発的に選択するように促す手法

(選定方法)

平成28年経済センサス-活動調査の事業所総数に対する産業大分類別事業所数の割合に応じて、産業大分類ごとに調査対象数を配分した上で、各産業分類における「事業所の年間総売上(収入)金額」の上位10%から売上高の高い順に事業所を選定する。

#### イ 個人経営の事業所【対象数：約600事業所】

従業者数に係る回答欄の記入状況について検証を行うため、特に「常用雇用者数」が1名以上の事業所を一定数選定する必要がある。また、オンライン回答の推進を図るため、単独事業所や個人経営の事業所など、従来、紙の調査票による回答が多い事業所がオンライン回答を率先して選択するよう、ナッジ手法を導入した調査関係書類の検証を行うため、4,000事業所の中で一定の客体数を確保しつつ、各産業分類の合計売上額に大きな影響を与える売上上位の事業所を中心に以下のとおり選定を行う。

(選定方法)

平成28年経済センサス-活動調査の事業所総数に対する産業大分類別事業所数の割合に応じて、産業大分類ごとに調査対象数を配分した上で、「従業者数」のうち「常用雇用者数」が1人以上の事業所かつ「組織全体の年間総売上(収入)金額」上位10%から売上高の高い順に事業所を選定する。

## 4 その他

報告者負担を考慮し、経済構造実態調査で対象となった事業所との重複是正を行う。

(別表)

## ○配布対象内訳（想定）

	配布数			
	ア 法人			イ 個人経営 ※1
	単独事業所 ※1	複数事業所 (マクロ有り電子 調査票)	複数事業所 (マクロ無し電子 調査票)	
A 農業, 林業, B 漁業	10	2	2	—
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	5	2	2	5
D 建設業	60	2	2	42
E 製造業	55	2	2	40
F 電気・ガス・熱供給・水道業	5	2	2	5
G 情報通信業	15	2	2	5
H 運輸業, 郵便業	23	2	2	5
I 卸売業, 小売業	149	2	2	118
J 金融業, 保険業	17	2	2	5
K 不動産業, 物品賃貸業	38	2	2	42
L 学術研究, 専門・技術サービス業	24	2	2	32
M 宿泊業, 飲食サービス業	48	2	2	114
N 生活関連サービス業, 娯楽業	30	2	2	86
O 教育, 学習支援業	17	2	2	29
P 医療, 福祉	45	2	2	50
Q 複合サービス事業	10	2	2	5
R サービス業(他に分類されないもの)	49	2	2	17
計	約 600 事 業所	約 35 企業 (1,400 事業所) ※2	約 35 企業 (1,400 事業所) ※2	約 600 事 業所

※1 1分類当たり下限を5事業所とし、産業分類の割合に応じて配分

※2 実際に選定を行った結果、対象数は前後する可能性があるため、合計とは一致しない。